

令和6年第1回府中町議会臨時会

会 議 録（第1号）

1. 開 会 年 月 日 令和6年2月20日（火）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和6年2月20日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（15名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	二 見 伸 吾 君
2 番	宮 本 彰 君	3 番	西 山 優 君
4 番	狩 野 雄 二 君	5 番	坂 田 栄 一 君
6 番	田 中 伸 武 君	7 番	山 口 晃 司 君
10 番	西 友 幸 君	11 番	寺 尾 光 司 君
12 番	力 山 彰 君	13 番	三 宅 健 治 君
14 番	齋 藤 昇 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1名）

15 番 益 田 芳 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 町長報告

・報告第1号 専決処分の報告について

4 第 1号議案 令和5年度府中町一般会計補正予算（第8号）

5 第 2号議案 府中町手数料条例の一部改正について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町

長 佐 藤 信 治 君

副町長	齋藤哲也君
教育長	新田憲章君
総務企画部長	増田康洋君
財務部長	胡子幸穂君
福祉保健部長	山西仁子君
町民生活部長	森本雅生君
建設部長	井上貴文君
消防長	新宅和彦君
教育部長	榎並隆浩君
危機管理監	屋敷学君
財務部次長兼財政課長	中本孝弘君
総務課長	宮脇理恵君
税務課長	藤田正明君
福祉課長	箱田進一君
住民課長	岩井彰君
建築課長	原田司君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開会 午前 ９時３１分）

○議長（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１５名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和６年第１回府中町議会臨時会を開会いたします。

（開議 午前 ９時３１分）

○議長（梶川三樹夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

報告第 1 号、府中町監査委員条例等の一部改正に係る専決処分の報告についてに関

し、補足して説明いたします。

この専決処分は、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について第1項に規定する、条例の改廃で、法令の改廃に伴い引用する条番号等若しくは語句又は条文の整理を行い、かつ、町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分により一部改正し、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第1号参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

法律の施行に伴い、引用する条項番号を整理するものです。

第1条による改正が、府中町監査委員条例の一部改正、第2条による改正が、府中町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正、第3条による改正が、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正です。

いずれも地方自治法第243条の2が第243条の2の7に、並びに第243条の2の2が、第243条の2の8にそれぞれ繰り下げられたことから、これらの規定を引用している条例の条項番号を整理するものです。

3、施行期日は令和6年4月1日です。

4、専決処分年月日は令和6年1月26日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第4、第1号議案、令和5年度府中町一般会計補正予算（第8号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第1号議案 令和6年2月20日提出。

令和5年度府中町一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度府中町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,354万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208億9,401万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

第1号議案、令和5年度府中町一般会計補正予算（第8号）について、補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。

6ページをお願いします。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、歳出・民生費の住民税非課税世帯等支援給付金（均等割のみ課税世帯分）給付事業及び住民税非課税世帯等支援給付金（子ども加算分）給付事業の特定財源で、1億5,710万3,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。なお、名称が長いため、これ以降、重点交付金と省略します。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金か

らの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、644万5,000円の増額補正です。

7ページから歳出です。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、住民税非課税世帯等支援給付金（均等割のみ課税世帯分）給付事業は、1億230万4,000円の増額補正です。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中での、国の低所得世帯への支援施策の一環として、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付を行うものです。

本補正予算成立後、3月上旬をめどに抽出した対象世帯への確認書を送付し、返信のあった世帯から順次給付金を給付します。最初の給付は3月下旬となる見込みです。

対象世帯を1,000世帯と見込み、給付金を10万円掛ける1,000世帯で、1億円計上しています。また、給付に必要な事務費を併せて計上しています。特定財源として、全額、重点交付金が充当されます。

なお、低所得者世帯への支援として、住民税非課税世帯に対しては、5月臨時議会の補正予算（第2号）で、1世帯当たり3万円の給付、12月の専決の補正予算（第6号）で、1世帯当たり7万円の追加給付を計上しています。

続いて、住民税非課税世帯等支援給付金（子ども加算分）給付事業は、5,479万9,000円の増額補正です。

国の低所得者世帯支援施策として、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯に対し、子ども加算として児童1人当たり5万円を加算して給付するものです。

住民税非課税世帯のうち、昨年12月に7万円の給付を実施した世帯に対しては、2月末頃の子ども加算のプッシュ型給付を目指し、その後順次、対象世帯へ給付を行います。

対象となる18歳以下の児童数を1,050人と見込み、給付金として、1,050人掛ける5万円の5,250万円を計上しています。また、給付に必要な事務費を併せて計上しています。特定財源として、全額、重点交付金が充当されます。

目 障害福祉費、次のページになりますが、地域生活支援事業は、644万5,000円の増額補正です。相談支援事業委託料については、消費税が非課税であるものとして各事業所に委託料を支払っていましたが、当該事業が消費税の課税対

象であったため、消費税分について追加して委託料を支払うものです。対象の事業所は5事業所で、平成30年度支払い分まで遡って消費税分を支払います。

次に、第2条、繰越明許費について、第2表、繰越明許費により説明します。

3ページにお戻りください。

款 民生費、項 社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等支援給付金（均等割のみ課税世帯分）給付事業は、1億230万4,000円の繰越し、事業名、住民税非課税世帯等支援給付金（子ども加算分）給付事業は、5,479万9,000円の繰越しです。

いずれも、本補正予算に計上した事業ですが、年度内に事業の完了が見込めないため、予算の全額を限度額として繰越しを行うものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑は歳出から行います。

まず、7ページと8ページの歳出で質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） いつもの質問になるかもしれませんが、給付金の事務の費用のほうですね、運營業務委託料、2つに分かれて170万ずつありますが、これはさっきの郵送費とかはまた別なんですよ。そうすると、システム料ということになるのか、その内訳と、それからこれまた例によって随契なのか、委託先を教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。6番田中議員の御質問に答えます。

このたび、補正予算で計上させていただいております事務費の給付金事業運營業務委託料につきましては、コールセンターや確認書発送の事務等を行う業務委託としております。現在、日本旅行さんと委託契約しておるところでございますが、同じく日本旅行さんとの随意契約を考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） そうするとシステム料というのは入っていないということですか。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

このたびはこの給付金の対象者の抽出等に伴うシステム改修費等は計上しておりません。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） その抽出はだから、今までやった給付金の抽出でできるということなんですよね。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

このたびのまず子ども加算の非課税の方につきましては、先ほど説明ございましたように、10月の給付対象者の中から、子ども世帯の抽出を行おうと思っております。また均等割のみの課税世帯分につきましても、税務課等の情報をいただきながら対象者の抽出をしようということで、既存のシステムを活用して抽出をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかに。

11 番寺尾議員。

○11 番（寺尾光司君） 11 番寺尾です。

ちょっと整理を含めて聞きたいんですけど、住民税の非課税世帯、均等割もかかってない世帯については、昨年5月と12月にそれぞれ3万円と7万円を支給をしていると。それで、これについてはプッシュ型という、特に12月については特に申請がなくて、事前に口座情報なんか分かってたので直接、12月末に支払ったというふうに理解しているんですけど、執行状況ができれば、教えていただきたいのが1点。

それで今回は、それより別に均等割のみ課税されている世帯に10万円を支給するという内容だと思いますが、この方については口座情報がないので、申請を出してもらわないといけないということだと理解しています。それが3月上旬に郵送、その申請書を送ってそれで出してもらったものに対して支払っていくということだと思います。それでいいのかどうかという確認。それと、次の子ども加算の部分ですが、これは住民税非課税世帯、要は、去年の5月・10月に合わせて10万円支払ったところ



の世帯に対する子どもさんのみということで、均等割のみ支払っている世帯のお子さんは対象外という理解でいいのかどうか。

それと、その児童というのが、1人当たり5万円ということですが、何歳までが対象になるかというのを教えてください。児童ですから小学生までか、18歳までか、ちょっとその辺を教えてくださいということと、支給については、子ども加算については、プッシュ型で情報があるものについては、2月末にはもう支給できるということでもいいのかどうか。ちょっと何点か質問しましたがお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

まず、非課税世帯の7万円の給付の執行状況でございますが、現在、4,700人の方を対象と予定しておりましたが、そのうち4,354世帯の方に給付を行っております。均等割のみの世帯の方の手続でございますが、先ほど補正予算の説明にございましたとおり、3月上旬に対象世帯への確認書を送付させていただきます。確認書にて、給付の同意、振込口座を記載していただいて、返信を受けた方から順次給付をする予定です。

子ども加算の対象ですが、非課税世帯の方の子どもさんがいらっしゃる場合は対象ですが、このたびの均等割のみ課税世帯の方の世帯の子どもも対象となっております。18歳以下という形で給付を進めていきたいと考えております。

あと、手続のほうでございますが、子ども加算の非課税世帯、2月中旬までにプッシュ型で7万円の給付終わった方の実施につきましては、2月28日を目指して今給付の準備をしておるところでございます。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。

住民税非課税世帯とそれから低所得世帯についてはですね、手厚い支給があるんですけれども、それ以外の世帯については、定額減税っていうのが6月から実施されるというのが決まっておりますけれども、具体的にどういうふうな減税方法になるのか教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。

住民税が1万円、国の所得税が3万円が定額減税となります。それは6月に通知するときに間に合うようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

7番山口議員。

○7番（山口晃司君） 8ページの相談支援事業委託料なんですが、消費税非課税だと思ったら課税対象だったのでお支払いするということなんですが、これ事業を委託している団体も会計とか申告とかをやっていると思うんですが、これって受けられている事業所に何らかの事務上の影響があるのかっていうのを教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。

消費税の課税業務であったということで、消費税分の追加をお支払いするんですが、全事業所に説明に参りまして、影響等を聞きましたが、過去5年間の消費税の支払いをしていただく上で、税法上の処理をしていただくという事務手続は必要と聞いております。それについては、公認会計士さんと事業所のほうで相談できる体制ができているということでございましたので、大きな負荷等はないとは聞いております。ただ、税処理の事務をした後に、延滞税とかが生じることがあれば、また御相談いただくようにというように説明をしてまいりました。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、次に歳入について質疑を行います。6ページの歳入について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、次に3ページに戻りまして、第2表、繰越明許費について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(梶川三樹夫君) 日程第5、第2号議案、府中町手数料条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第2号議案 令和6年2月20日提出。

府中町手数料条例の一部改正について。

府中町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は町民生活部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長(梶川三樹夫君) 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長(森本雅生君) おはようございます。町民生活部長です。

第2議案、府中町手数料条例の一部改正について、補足説明いたします。

第2号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

令和元年5月に公布された戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたため、府中町手数料条例等の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

(1) についてです。

他の市区町村に本籍を有する方の戸籍謄本等が本町で取得可能となるため、新たに広域交付に関する手数料について規定するものです。

なお、手数料については、本籍地で交付した場合と同額です。

(2) についてです。

戸籍届け書等を受理地から本籍地に電子化して送信保存することから、法務局によらず、受理地及び本籍地市区町村で、受理後の届け書等の内容表示の閲覧及び証明が可能となることから、手数料を徴収する事務を追加するものです。

(3) についてです。

戸籍電子証明書を行政機関に提出するときに用いる16桁のパスワードとなる戸籍電子証明書提供用識別符号について、手数料を新設するものです。なお、有効期間は発行日から3か月です。

3、施行期日は令和6年3月1日です。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。戸籍の関係が大分ネットワーク化されて便利になるということ、それに伴う手数料の設定だということだと思うんですけど、広域交付ということで、今まで本籍地で請求していたもの、郵送で請求していたものが、住んでいる役所で請求できるようになるということで非常に便利になるというふうに思いますが、ちょっと確認なんですけど、こういう手数料条例の施行は令和6年の3月1日ということなんですけど、実際窓口に行って請求することができるようになるのはいつからかいうのをちょっと教えていただきたい。例えば戸籍を取る場合とそれと(2)のほうは、届出書も電子化されるということですので、例えば死亡診断書なんか、これまでは原本預けたらそれきりだったと思うんですけど、それについても電子化されて、いつでも請求できるということだろうと思うんですけど。そういった出生届とか、そういう原本自体のコピーをもらえるということだろうと思うんですけど、それは実際いつからできるのかと。そして、いつの届出から対象になるのか。例えば、私が20年前に出した出生届なんかについても、今、請求できるかどうかというのを教えていただきたいということです。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（岩井 彰君） 住民課長です。

寺尾議員の御質問にお答えいたします。

いつからできるのかということですが、戸籍の請求それから届け書の記載事項証明というものになるんですが、これの請求は、3月1日からできるようになります。

2点目のいつのものが対象かということなんですが、過去に保存されているものは全て法務局が持っておりますので、これを電子化するものではございませんので、3月1日より提出された戸籍の届け書が対象となります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） これ、手数料条例の改正ですけども、この広域交付そのものに伴うシステムの何か改修とかそういった費用というのは発生するんですか。あるいは3月定例会予算で出るんですか、教えてください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（岩井 彰君） 田中議員の御質問ですが、システム改修については、国の補助金において既に改修は終了しております。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 6番田中議員。

○6番（田中伸武君） すいません、僕不勉強だった。いつの予算で出とったんですかね。

○議長（梶川三樹夫君） 住民課長。

○住民課長（岩井 彰君） 住民課長です。

法律の改正が令和元年でございますので、令和3年、令和4年にかけて全て改修を行っております。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。

3番のですね、戸籍電子証明書等を行政機関に提出する際に用いる戸籍電子証明書

提供用識別符号、これ先ほど16桁の暗証番号と言われてましたけども、これって、ちょっと僕は勉強不足でよく分からないんですが、こういった場合にこれを交付ということになるのか教えていただきたい。

○議長（梶川三樹夫君） 住民課長。

○住民課長（岩井 彰君） 住民課長です。

ただいまの御質問ですが、例としてはパスポート等の申請、現在戸籍を添付しておりますが、こういったときに提出することによって戸籍の添付を省略できるということになっています。これからいろんな行政機関が利用されていくと思いますが、現在は開始時期については未定でございまして、令和6年度末を目指して調整されているということでございます。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） よろしいですか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 宮本です。もうちょっとよく分からないですけども、要はその行政機関同士でやり取りをするっていうことですか。そのために個人が証明するための暗証番号が要るっていうことなんですかね。

○議長（梶川三樹夫君） 住民課長。

○住民課長（岩井 彰君） 各行政機関が、提出されているマイナンバーを利用できればいいんですが、その照会ができない機関、パスポートとか免許証とか、そういった機関に戸籍の代わりにそのパスワードを提出することで、戸籍と同じ電子証明がその機関で見れるということになります。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしましたので、これをもって令和６年第１回府中町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(閉会 午前 10 時 06 分)